

郡山市延長保育実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山規則33号

郡山市延長保育実施規則の一部を改正する規則

郡山市延長保育実施規則（平成27年郡山市規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 在所児 <u>条例第2条に規定する保育所を利用している支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請手続及び決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の<u>延長保育利用申請書</u>の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、延長保育の利用の可否を決定し、その結果を<u>延長保育利用承諾通知書</u>（第2号様式）又は<u>延長保育利用保留通知書</u>（第3号様式）により申請した保護者に通知するものとする。</p> <p><u>(申請内容の変更の届出)</u></p> <p>第6条 延長保育の利用の承諾を受けた在所児（次条及び第8条において「<u>利用児</u>」という。）の保護者は、前条第1項の規定により申請した事項に変更があったときは、速やかに<u>延長保育利用変更届出書</u>（第4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>郡山市教育・保育給付認定及び保育の利用、施設等利用給付認定並び</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 在所児 <u>郡山市保育所条例第2条に規定する保育所を利用している支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請手続及び決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の<u>延長保育申請書</u>の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、延長保育の利用の可否を決定し、その結果を<u>延長保育利用許可通知書</u>（第2号様式）又は<u>延長保育利用却下通知書</u>（第3号様式）により申請した保護者に通知するものとする。</p> <p><u>(変更申請)</u></p> <p>第6条 延長保育の利用の許可を受けた在所児の保護者は、前条第1項の規定により申請した事項に変更があるときは、<u>延長保育利用変更申請書</u>（第4号様式）を市長に提出しなければならない。</p>

に乳児等支援給付認定に関する規則（平成26年郡山市規則第66号。次号及び第3号において「規則」という。）第9条の現況届の提出があった場合

- (2) 規則第11条の教育・保育給付認定変更申請書の提出があった場合
- (3) 規則第14条の届出事項異動届の提出があった場合
- (4) その他市長が特別な理由があると認める場合

（延長保育の実施解除）

第7条 延長保育の必要が無くなった利用児の保護者（保育の提供が終了する場合を除く。）は、延長保育実施解除申請書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の延長保育実施解除申請書の提出があったときは、延長保育の実施の解除を決定し、延長保育実施解除通知書（第6号様式）により申請した保護者に通知するものとする。

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、延長保育の実施を解除することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により利用の承諾を受けた場合
- (2) その他延長保育を継続することについて重大な支障又は困難が生じた場合

2 市長は、前項の規定により延長保育の実施を解除するときは、延長保育実施解除通知書により当該利用児の保護者に通知するものとする。

（延長保育料の決定）

第9条 延長保育料及び条例第5条第2項に規定する延長保育料の免除については、月ごとに区分して決定するものとし、延長保育料決定通知書（第7号様式）により延長保育を利用した在所児の保護者に通知するものとする。

2 市長は、前項の延長保育利用変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、延長保育の利用の可否を決定し、その結果を延長保育利用変更許可通知書（第5号様式）又は延長保育利用変更却下通知書（第6号様式）により申請した保護者に通知するものとする。

る。

(延長保育料の変更)

第10条 延長保育料に変更が生じたときは、延長保育料変更通知書（第8号様式）により当該変更が生じた保護者に通知するものとする。

第11条 (略)

(延長保育料の免除)

第12条 (略)

2 前項第2号の規定により延長保育料の免除を受けようとする保護者は、延長保育料免除申請書（第9号様式）により市長に申請しなければならない。

第13条 (略)

別表第2（第4条関係）

保育短時間の認定を受けている在所児が利用できる延長保育の実施保育所及び利用時間帯

名称	保育短時間の利用時間帯の開始前	保育短時間の利用時間帯の終了後
(略)		
(略)	(略)	
郡山市成田保育所 郡山市柳橋保育所		
(略)		
(略)		
(略)		

第7条 (略)

(延長保育料の免除)

第8条 (略)

2 前項の規定により延長保育料の免除を受けようとする保護者は、延長保育料免除申請書（第7号様式）により市長に申請しなければならない。

第9条 (略)

別表第2（第4条関係）

保育短時間の認定を受けている在所児が利用できる延長保育の実施保育所及び利用時間帯

名称	保育短時間の利用時間帯の開始前	保育短時間の利用時間帯の終了後
(略)		
(略)	(略)	
郡山市成田保育所郡山市柳橋保育所		
(略)		
(略)		
(略)		

第1号様式から第7号様式までを削り、附則の次に次の9様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定、第5条第2項の改正規定（「延長保育申請書」を「延長保育利用申請書」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市延長保育実施規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の郡山市延長保育実施規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 4 この規則による改正前の第5条第2項の規定によりされている延長保育の利用の許可は、改正後の第5条第2項の規定によりなされた承諾とみなす。
- 5 この規則による改正前の第6条第2項の規定によりされている延長保育の利用の変更の許可を受けた事項は、改正後の第6条第1項の規定により届出がなされた事項とみなす。